

2 県生活環境保全条例について

神奈川県では、平成 10 年 4 月に施行した神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）で、個別法令による規制のない物質も含めた化学物質について、事業者による自主的な取組を基本とした独自の規定を定めました。

その後、平成 11 年 7 月に化管法が公布され、国による化学物質の自主的な取組の促進に関する仕組みが整ってきたことを踏まえ、県では、平成 16 年 3 月に条例の一部を改正し、新たに事業者による化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価の仕組みや、化学物質の管理目標などの作成、報告とその情報提供の仕組みを創設しました。また、平成 23 年 7 月には、事業者の環境保全における自主的な取組等を促進するための一部改正を行い、事業者による自主的な化学物質に関する情報の収集や報告の仕組みを創設しました。

なお、現在、横浜市と川崎市は、条例の適用外となっており、各市独自の条例に基づいて、事業者による自主的な取組を推進しています。

(1) 化学物質の適正管理（事業者による自主的な取組のための項目）

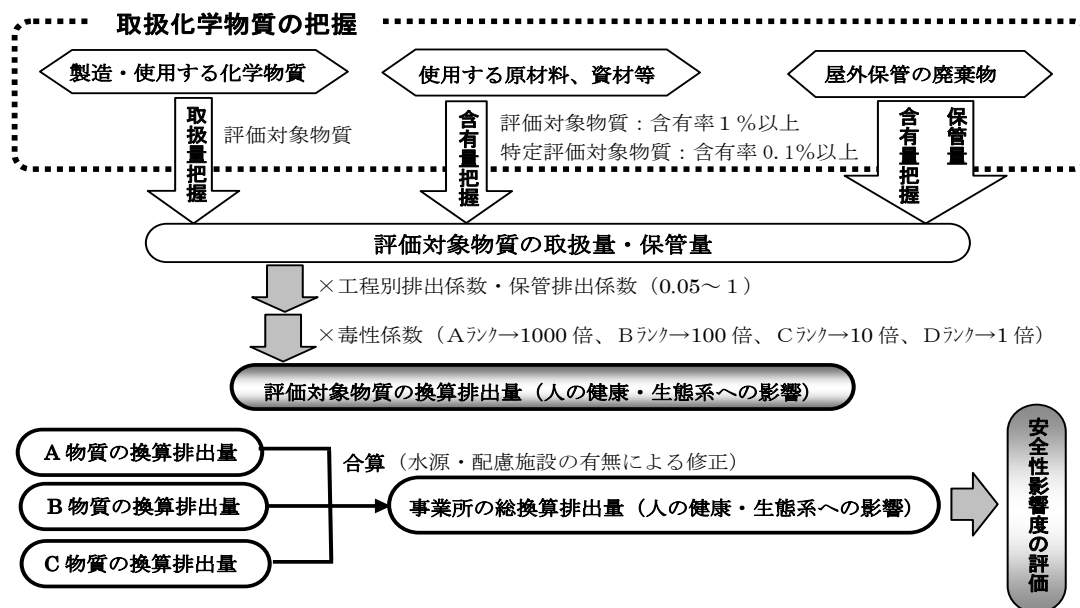
事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、自主的に化学物質の適正な管理に努めなければなりません（条例第 39 条）。県では、この自主的な取組のための基本的な事項を「化学物質の適正な管理に関する指針」により定めています。

平成 16 年 3 月の「化学物質の適正な管理に関する指針」の改正の際、事業所における適正管理事項の中に、新たに「県民の理解の増進」を追加し、事業者による県民への情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置など、県民の理解を深めるために必要な体制の整備を定めました。

また、令和 2 年、令和 7 年には本指針を改正し、災害及び事故対策の実施に関する内容を加えました。

(2) 化学物質の安全性影響度の評価（事業者による自主的な取組のための評価方法）

公害を発生させるおそれの高い事業所として条例第 2 条第 12 号に規定する指定事業所を設置する事業者は、事業所から環境中に排出される各々の化学物質の量とその毒性係数（化学物質ごとに人の健康への影響及び生態系への影響の大きさを、それぞれ 4 つのランクの重み付けで定めたもの）に基づいて安全性影響度を評価し、その低減に努めなければなりません（条例第 40 条の 2）。安全性影響度の評価の作業を図示すると、次のようになります。



安全性影響度の評価の作業イメージ

事業者は、化学物質の安全性影響度の評価を行うことで、自らが使用している化学物質の有害性を認識することができるとともに、化学物質や使用している工程ごとに、人の健康や生態系へ

の影響を数値化できるため、化学物質対策を効果的に行うことができます。

(3) 化学物質などの報告（事業者による管理目標や達成状況の報告）

化管法のP R T R制度の対象事業者は、対象化学物質（第一種指定化学物質）について化学物質管理目標※を作成し、目標及びその達成状況などを県に報告しなければなりません。県は、事業者からの報告を取りまとめ、公表しています（条例第42条）。

この報告制度は平成17年度から始まり、令和6年12月に19回目のデータを取りまとめて公表しました。公表結果「令和5年度化学物質管理目標等報告の概要」は、神奈川県ホームページ「化学物質対策」で確認することができます。

なお、報告結果の概要は28ページ以降に掲載してあります。

「令和5年度化学物質管理目標等報告の概要」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_42/r05data.html

※化学物質管理目標：化学物質の排出量や移動量、使用量を何年間でどれだけ、どうやって削減していくかという目標を言います。

化学物質管理目標などの報告とPRTR制度に基づく届出の比較

	化学物質管理目標などの報告 (条例)	PRTR制度に基づく届出 (化管法)
対象事業者	同じ	
届出・報告する物質	同じ	
届出・報告する内容	化学物質の取扱量（製造量・使用量）、化学物質管理目標、化学物質管理目標の達成状況	化学物質の排出量、移動量

条例の化学物質管理目標などの報告事項と化管法のPRTR制度に基づく届出データを合わせることで、県や市町村の化学物質の動きを把握することができます。また、排出量などの削減目標と、その達成状況を確認することにより、事業者が取り組んでいる化学物質の環境リスクを減らすための取組の成果を把握することができます。

なお、これまでの事業者の取組により、化学物質の排出量は削減、近年横ばいの状況となり、排出抑制が一定程度定着したことから、令和7年1月に条例を改正し、制度を変更しました。それにより、令和7年度以降、事業者は、化学物質の取扱量、用途について報告することとなります。

(4) 化学物質情報の提供（県による化学物質の情報提供）

県は、事業者に対しては、化学物質を適正に管理するための情報を、県民に対しては、事業者による化学物質対策の取組や排出状況などの情報を提供しています（条例第41条）。

● 事業者及び県民に向けた情報提供

法律や条例による制度に関する情報や、PRTR届出データなどを提供しています。また、対象物質について、化学物質を取り扱っている事業所において適切な管理を行うために必要な物性、有害性などの基礎的な情報を提供しています。

「化学物質対策」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/index.html>

(5) 化学物質の自主的な管理の推進等（事業者による化学物質に関する情報の収集及び報告）

平成 23 年 7 月の条例改正により、平成 24 年 10 月 1 日以降、事業者は、事業所で製造等を行う化学物質に関する情報の収集及び整理に努めることとなりました（条例第 42 条の 2）。また、指定事業所を設置する事業者は、3 年ごとに、使用等を行う特定有害物質の種類及び使用期間等について、県に報告することとなりました（条例第 42 条の 3）。

このように、定期的な報告制度を導入することにより、事業者による恒常的な自己チェックが促進され、化学物質の履歴管理の徹底につながります。

なお、これまでの運用により、土壌汚染防止のための指導など、行政の活用体制が一定程度定着し、また、化学物質の使用等がない指定事業所にまで 3 年ごとの報告を求める必要がないことが明らかになったことから、令和 7 年 1 月に条例を改正し、制度を変更しました。それにより、令和 7 年度以降、化学物質の使用等がない指定事業所を設置する事業者については、初回の報告以後、新たに使用等するまでの間、当該事業所に係る報告義務を課さないこととします。

(6) 化学物質管理計画書の作成と提出

自然災害が頻発、一部激甚化する傾向にあることから、令和 7 年 1 月の条例改正により、化管法の P R T R 制度の対象事業者には、災害時の漏えい等防止を念頭に置いた、取り扱う化学物質の管理計画書の作成、提出を義務付けることとし、令和 7 年 4 月から運用を開始します（条例第 42 条の 4）。管理計画書には、自身の事業所の置かれた状況を再確認し、取り扱う化学物質にどのような危険性があるか、地震や土砂災害などどのような災害のリスクが潜んでいるか、それに基づきどのような対策をするか（あるいは既にしているか）、さらに、将来を見据えてどのように管理を進めていけばよいか、といったことを整理した結果を記載します。

管理計画書は、P R T R 制度の対象事業所となった年度の 9 月 30 日までに提出し、それ以降、変更があった場合は変更事項を報告します。

一度提出すれば、毎年提出する必要はありませんが、自身の事業所の状況を定期的に把握し、適宜必要な対策進めるとともに、災害時の漏えい等防止を念頭に置いた化学物質の管理の推進に活用します。